

当初設計書		設 計		精 算	
起工番号：公維(委)第906号 工期：契約締結日の翌日から令和8年3月31日迄 会計年度：令和 7 年度 単価世代：令和07年04月01日 公共 事業名：公園維持管理事業 諸経費率：公共機械設備 令和06年10月01日 工事名：水沼の里2000年記念の森水景設備点検整備業務委託 設計部課名：三潞総合支所 環境建設課 工事場所：久留米市 三潞町玉満 地内					
設 計 の 概 要	(当初設計) 水景設備点検整備業務 一式 池・流れ・カスケード清掃 3回/年 (7・9・2月) 池・流れ・カスケード機器点検整備 2回/年 (7・2月)				

本 工 事 費 内 訳 書						
費 目 ・ 工 種 ・ 種 別 ・ 細 目	数 量	単 位	単 価	金 額	明細単価番号	基 準
本業務費	1	式				
【製作工事原価】	1	式				
労務費	1	式				
池・流れ・カスケード清掃 消耗雑材含む	3	回			単 1 号	
池・流れ・カスケード機器点検整備 消耗雑材含む	2	回			単 2 号	
直接経費	1	式				
機器賃借料 高圧洗浄機, 水中ポンプ, 雑器具損料	1	式			単 3 号	
直接製作費計	1	式				
間接労務費	1	式				
純製作費	1	式				
工場管理費	1	式				
製作原価	1	式				
	1	式				

本 工 事 費 内 訳 書						
費 目 ・ 工 種 ・ 種 別 ・ 細 目	数 量	単 位	単 価	金 額	明細単価番号	基 準
【据付工事原価】						
	1	式				
設計技術費						
	1	式				
工事原価						
	1	式				
一般管理費等						
	1	式				
工事価格						
	1	式				
消費税等相当額						
	1	式				
合計						

水沼の里 2000 年記念の森水景設備点検整備業務委託

特 記 仕 様 書

令和 7 年 5 月

久留米市

三潯総合支所 環境建設課

第1条（適用）

本特記仕様書は、「令和7年度 水沼の里 2000 年記念の森水景設備点検整備業務委託」に適用するものとする。

第2条（業務目的）

本業務は、施設として常に正常な状態で運転するとともに、美観を損ねないように維持するために行う作業であり、設備の保守点検、清掃等を行うものである。

第3条（業務場所）

久留米市 三潨町玉満 地内

水沼の里 2000 年記念の森（別紙、位置図 参照）

第4条（業務内容）

- | | |
|-------------------------------|----------------|
| 1. 池・流れ・カスケード清掃 | 3 回/年（7・9・2 月） |
| 2. 制御盤点検 | 2 回/年（7・2 月） |
| 3. 噴水用ポンプ、モーター点検 | 2 回/年（7・2 月） |
| 4. ろ過装置点検 | 2 回/年（7・2 月） |
| 5. 滅菌装置点検 | 2 回/年（7・2 月） |
| 6. 自動給水装置点検 | 2 回/年（7・2 月） |
| 7. 電磁弁、電動弁点検 | 2 回/年（7・2 月） |
| 8. 水中機器点検 | 2 回/年（7・2 月） |
| 9. 試運転調整 | 2 回/年（7・2 月） |
| 10. 総合試運転調整 | 2 回/年（7・2 月） |
| 11. 異常、事故等の応急処置及び原因調査、再発防止の助言 | |

第5条（業務手順）

1. 業務計画書の提出
受託者は、設計図書、仕様書等を詳細に検討し、「業務計画書」を提出しなければならない。
2. 作業内容の報告
保守点検を行った月は、「点検整備報告書」を提出しなければならない。又、業務全般について、作業状況が判断できる写真を提出しなければならない。
3. 業務時間は、原則として、昼間時間帯に行うものとする。（9：00～17：00 日祝は作業なし。）やむを得ず、休日及び作業時間の変更を必要とする場合は、事前に監督職員と協議すること。

第6条（障害者に対する遵守事項）

1. 受注者は、業務の実施にあたっては、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号）を遵守するとともに、甲の取扱いに準じて、障害者に対する合理的配慮の提供をしなければならない。

第7条（秘密の保持）

1. 受注者は、この契約による業務に関して知ることのできた秘密（個人情報を含む。）を第三者に漏らし、又は不当な目的に使用してはならない。この契約が終了し、又は解除された場合においても同様とする。
受注者は、業務遂行上、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）を遵守しなければならない。

第8条（暴力団排除に関する事項）

1. 発注者は、受注者（受注者が共同企業体又は組合であるときは、その構成員のいずれかの者。以下本条において同じ。）が次の各号のいずれかに該当するときは、催告をすることなく直ちにこの契約を解除することができる。この場合において、解除により受注者に損害があっても、発注者はその損害の賠償の責めを負わない。
 - (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。（以下「暴対法」という。）第2条第2号の暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等（暴対法第2条第6号の暴力団員及び暴力団の構成員とみなされる者をいう。以下同じ。）であるとき。
 - (2) 暴力団又は暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められるとき。
 - (3) 役員等（役員として登記又は届出がされていないが、事実上経営に参画しているものを含む。以下同じ。）が暴力団員等であると認められるとき。
 - (4) 暴力団員等であることを知りながら、暴力団員等を雇用し、又は使用しているとき。
 - (5) 暴力団又は暴力団員等であることを知りながら、その者から諸機械、器具、道具、薬剤、物品等を購入し、又は再委託、下請契約その他の契約を締結したとき。
 - (6) 暴力団又は暴力団員等である事実を知らずに、前2号に定める行為を行っていた場合であって、当該事実の判明後速やかに、解雇に係る手続や契約の解除など発注者が求めた是正措置を行わないとき。
 - (7) 自社、自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用したとき。
 - (8) 暴力団又は暴力団員等に経済上の利益又は便宜を供与したとき。
 - (9) 役員等又は使用人が、個人の私生活上において、自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的若しくは第三者に損害を与える目的をもって、暴力団若しくは暴力団員等を利用したとき、又は暴力団若しくは暴力団員等に経済上の利益若しくは便宜を供与したとき。
 - (10) 役員等又は使用人が、暴力団又は暴力団員等と密接な交際を有し、又は社会的に非難される関係を有しているとき。
 - (11) 第2号から前号までのいずれかに該当する者であることを知りながら、その者から諸機械、器具、道具、薬剤、物品等を購入し、又は再委託、下請契約その他の契約を締結したとき。
 - (12) 第2号から第10号までのいずれかに該当する者であることを知らずに、その者との間で第5号に定める行為を行っていた場合であって、当該事実の判明後速やかに、契約の解除など発注者が求めた是正措置を行わないとき。

- 2 受注者は、発注者が前項各号に該当する事由の有無を確認することを目的として受注者に対し役員名簿等の提出を求めたときは、速やかに当該役員名簿等を提出しなければならない。
- 3 前条第4項の規定は、第1項の規定によりこの契約を解除した場合について準用する。

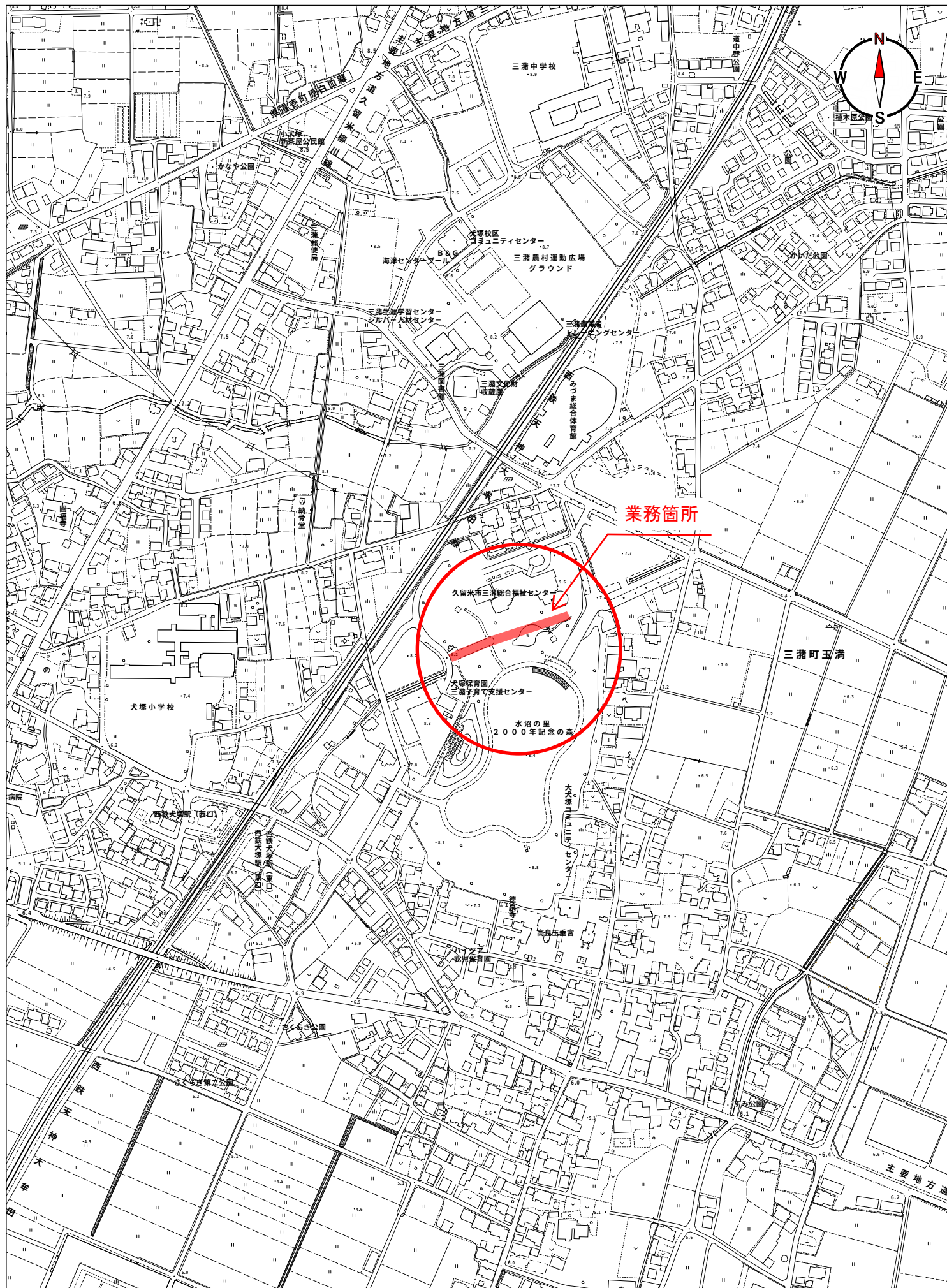
第9条

代価表は原則的に添付しない。

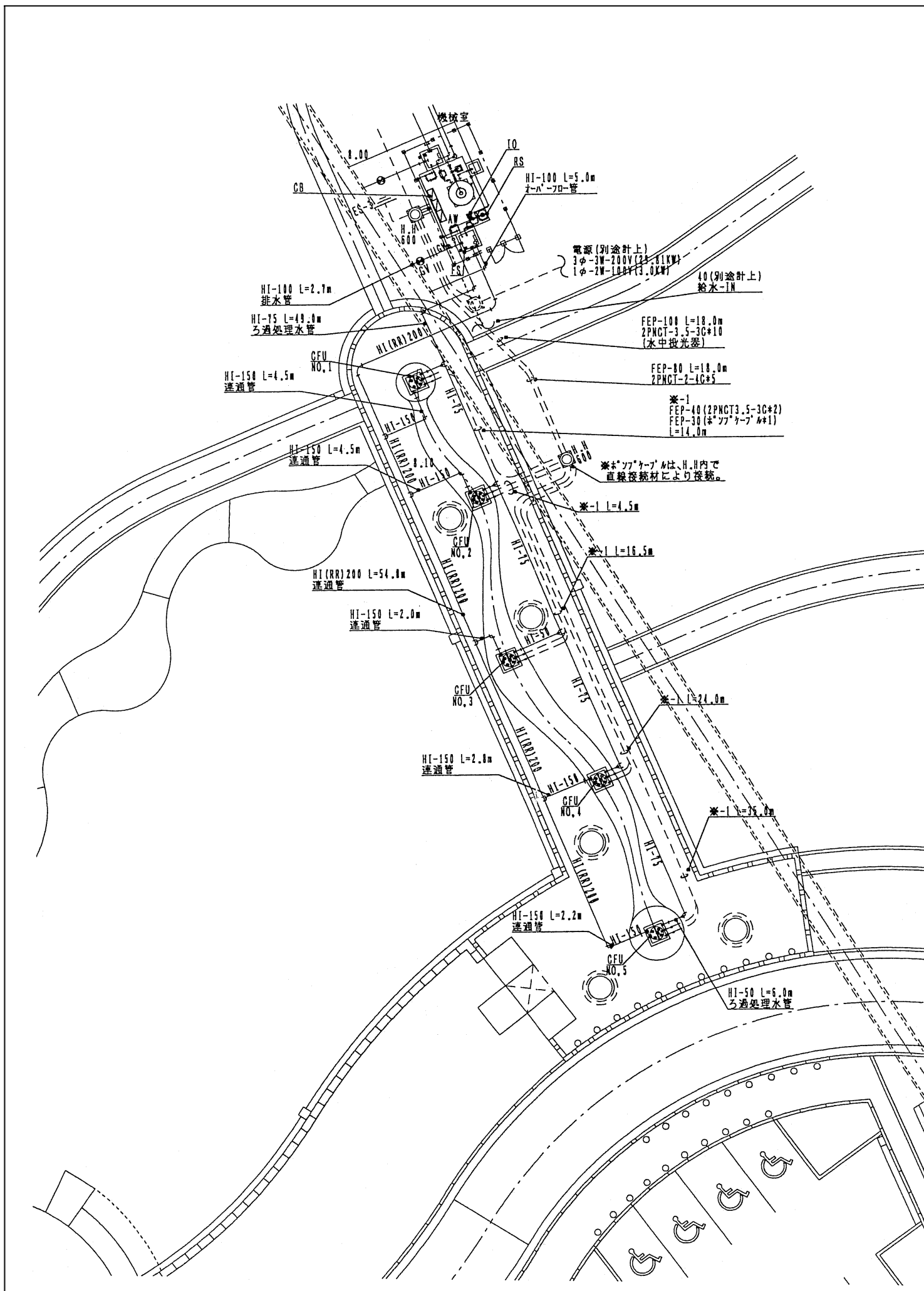
第10条

仕様書に明記されている『工事』は『業務』と読み替えるものとする。

位置図



水沼の里2000年記念の森 水景設備（カスケード設置）



水沼の里2000年記念の森 水景設備（池・流水設置）

